

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
當日は休き)

目次中第四章第三節第四款の三の次に次の二款を加える。

第四款の四 身体障害者授産施設(第四十五条の六・第四十五条の七)

第六条第二項の表中

国民年金課

庶務係・監理係・指導係・

裁定第一係・裁定第二係

を

目 次

◆規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

◆人委規則 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

規則

(名称及び位置)

第四章第三節中第四款の三の次に次の二款を加える。

第四款の四 身体障害者授産施設

第四十五条の六 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された身体障害者授産施設の名称及び位置は、次のとおりである。

鳥取県知事 石破二朗

取第一授産所

国民年金課
庶務係・会計係・指導係・
裁定第一係・裁定第二係
に改める。

第十条厚生援護課の項第十九号中「肢体不自由者更生施設」の下に「
身体障害者授産施設」を加える。

第四十五条の四の表中 「鳥取県立鳥取第一授産施設」を

「鳥取県立鳥

鳥取県規則第五十八号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

名	称	位	置
鳥取県立鳥取第二授産所	鳥取市		

第四十五条の七 身体障害者授産施設は、身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を収容し、又は通所させて、必要

(分掌事務)

な訓練を行ない、かつ、職業を与え、自活させる事務を分掌する。
第四十六条の表中 [鳥取県立母来寮] 東伯郡羽合町 を

鳥取県立母来寮	東伯郡羽合町
鳥取県立西部養護老人ホーム	米子市

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

に改める。
鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵
東伯郡羽合町 を

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県人事委員会規則第三十号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事
委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第九条の十第一項第八号中「十一トン」を「五トン」に改める。

第九条の十四を次のように改める。

（有毒農薬散布作業從事職員の手当）

第九条の十四 条例第三十条第一項の人事委員会規則で定める有毒な農薬
は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項
の毒物（以下次項において「毒物」という。）その他人体に有毒な成分
を含有する農薬とする。

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規
則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「百分の五」を「百分の八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

第十条中「所属長は、その所属する職員に対し」を「任命権者は」に、

「特殊勤務実績簿（様式第一から様式第三十四まで）」を「人事委員会が定める様式の特殊勤務実績簿」に改める。

様式第一から様式第三十四までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をこれに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十一号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県
人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 死体取扱作業

第三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 条例第四条第一項の人事委員会規則で定める作業手当の額は、次の各

号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第三号に掲げる作業である場合 一日につき二百五十円

二 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる作業である場合 一日につ

き三百円

三 前二号に掲げる作業以外の作業（以下この項において「指定外の作

業」という。）のうち条例第三条第一項第一号、第三号、第四号及び

第六号から第十一号までに掲げるものである場合 一日につき百円

四 指定外の作業のうち前条第一号イに掲げるものである場合 一日に

つき八十円

五 指定外の作業のうち前条第一号ロに掲げるものである場合 一日に

つき七十円

六 指定外の作業のうち条例第三条第一項第十二号に掲げるものである場合 一日につき六十円

七 指定外の作業のうち条例第三条第一項第十二号に掲げるものである場合 一日につき一百五十円

八 指定外の作業のうち条例第三条第一項第十二号に掲げる額とする。

三 条例第四条第二項の人事委員会規則で定める作業手当の額は、次の各

号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

一 二以上の作業のいずれかが第一項第三号に掲げる作業である場合 一日につき二百五十円

二 二以上の作業のいずれかが第一項第一号、第二号又は第四号の作業である場合（前号に該当する場合を除く。） 一日につき二百円

三 その他の場合 一日につき百三十円

第五条を次のように改める。

（支給の手続）

第五条 警察本部長は、条例第三条第一項各号に掲げる作業又は条例第五条に規定する業務を命じたときは、人事委員会が定める様式の特殊勤務実績簿に所要事項を記入し、これを保管しなければならない。

第七条中「四百円」を「五百円」に改める。

様式第一号及び第二号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第三条第一項第

三号、同条第二項、同条第三項及び第七条の規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】